

平成26年度第2回「墨田区子ども・子育て会議」 「乳幼児ワーキンググループ」議事要旨

日時：平成26年5月14日（水）午後6時30分～8時30分
会場：墨田区役所 123 会議室

次 第

1 開会・オリエンテーリング

内 容	資料No.
・教育・保育量の見込みと確保の内容について	資料 3 資料 4 資料 5 資料 6

2 グループ討議

内 容	資料No.
・基準案について	資料 1 資料 2

3 各グループの検討結果発表

4 次回開催予定

日 時：平成26年5月23日（金）午後6時30分～8時30分
会 場：墨田区役所 123 会議室
主な議題：基準案の検討、事業の確保策 等

5 次回の予定

6 その他

配布資料

資料 1	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準（案）と区の現状
資料 2	地域型保育事業の設備と運営の基準（案）と区の現状
資料 3	墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 実績値と量の見込み 未確定 (特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業)
資料 4	ニーズ調査問 22 の利用希望からの利用意向按分%案（第1希望のみ）
資料 5	墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 実績値と量の見込み 未確定 (地域子ども・子育て支援事業)
資料 6	量の見込み等の他自治体との比較（保育認定、地域子育て支援拠点事業）
資料 7	保育サービスの利用状況（東京都福祉保健局公表データを抜粋）
【参考】	区内主要子育て関連施設一覧

出席者(敬称略)

○委員

長田 朋久 (横川さくら保育園長)
高嶋 景子 (田園調布学園大学子ども未来学部子ども未来学科准教授)
西島 由美 (にしじま小児科院長)
杉浦浄澄 (江東学園幼稚園副園長【あさひ幼稚園副園長代理】)
財津 亜紀子 (文花子育てひろば施設長)
佐藤 まり子 (ムーミン保育室施設長)
賀川 祐二 (NPO 法人 病児保育を作る会代表理事)
本多 美絵子 (両国幼稚園副園長)
貞松 成 (株式会社 global bridge 代表取締役)
佐藤 摩耶子 (公募)
荘司 美幸 (公募)
多胡 晴子 (公募)
荒木 尚子 (緑幼稚園長)
青塚 史子 (太平保育園長)

<欠席委員>

徳野 奈穂子 (公募)

<傍聴>

なし

○課長出席者

小倉 孝弘 (子育て支援課長)

○事務局出席者(プロジェクトチーム含む)

浦辺・井場・遠藤・松本・長山・高橋(久)・水野(久)・田邊・藤井・本間・坂田・杉田・高橋(美)・
水野(末)・梅原・小川・田村・酒井

○事務局(株)地域総合計画研究所

森井・大鹿

1 開会・オリエンテーリング

委員	<p>本日は、基準案について、区の考え方が示されていない。区から口頭で説明されるのを踏まえて、ひととおりグループで検討してほしい。</p> <p>グループ検討の前に、量の見込みについて事務局から説明をお願いする。なお、量の見込みと確保策については本日は説明のみとして、次回以降に検討する。</p>
事務局 (地域研)	<p>資料3～6について説明する。</p> <p>前回の資料に追加したのは、2点。まず、量の見込みについて国が補正の考え方を提示したので、それに基づいて平成29年をピークに平成25年実績から毎年同じ割合で徐々に潜在需要が顕在化するとして補正した数字（青字）。緑字については、現在で需要がまかなわれているもので、補正していない。</p> <p>もうひとつ追加したのは、その量の見込みを各施設や事業の利用意向比率で按分したものの。確保策を検討する際に参考としていただきたい。</p> <p>資料3～5地域子育て支援拠点について、平成25年実績から6割減となる推計値をお出ししていたが、推計方法が間違っていた可能性があり、本日は仮に推計したデータをお示した。他自治体比較をみても、修正した推計データは実績の120%。170%となっており、妥当ではないか。</p>
委員	<p>補正については、平成29年ピークではなく、平成31年ピークとする方法も考えられるのではないかと。0歳児など、1年で200人分増加させるのは現実的ではない。</p>
事務局 (地域研)	<p>それも含めて、今後の検討で補正方法を決めていただきたい。</p>

2 グループ討議

<教育・保育施設ワーキンググループ> 資料1

委員：長田委員、杉浦委員、佐藤（ま）委員、本多委員、佐藤（摩）委員、多胡委員、荒木委員、青塚委員

●利用定員

- ・私立幼稚園は1クラス35人定員を上回ることはないが、認可定員を上回っている園がある。今後、基準に近づけられるように指導していく。（区）

●内容・手続きの説明・同意

- ・現在、対応できていない部分については、今後対応していくようにする。
- ・電子ファイルでの提供については、今後検討する。

●応諾義務

- ・私立幼稚園については、選考基準等を公表していなく、運営上のノウハウである部分もある。

●あっせん・調整・要請への協力

- ・誰がどのような協力をするのか、調べてほしい。

●受給資格等の確認

- ・あたりまえのように思うが、どういう意味なのか、調べてほしい。

- 支給認定申請への援助
 - ・誰が援助しなければならないのか調べてほしい(主語がない)。
- 提供の記録
 - ・どのような記録が必要なのか、調べてほしい。
- 給付費等に係る通知
 - ・国の基準の通りとする。
- 評価等
 - ・幼稚園は自己評価の実施、保育園は第三者評価の実施と、評価システムや評価の視点が異なる。どうするのか今後検討する。
- 相談・援助、緊急時等の対応、運営規程、勤務体制の確保等
 - ・国の基準の通りとする。
- 補助者に関する市区町村への通知
 - ・「保護者は」とあるが、「保護者が」の間違いではないか。調べてほしい。
- 掲示
 - ・すでに様々な分野での掲示が義務付けられており、なんでも掲示すればいいというものではない。子どもの教育にも悪い。今後検討する。
- 情報の提供等
 - ・国の基準の通りとする。
- 利益供与等の禁止
 - ・私立幼稚園等の寄付はどうなるのか。今後検討する。
- 苦情解決
 - ・社会福祉法人はシステムができています。今後検討する。
- 地域との連携、会計の区分、記録の整備
 - ・国の基準の通りとする。
- 特定保育所の特例、施設型給付費等の経過措置
 - ・どういう意味なのか調べてほしい。

＜地域型保育事業ワーキンググループ＞ 資料2

委員：高嶋委員、西島委員、財津委員、賀川委員、貞松委員、荘司委員

(1)B 班の議論の進め方

- ・資料2の「地域型保育事業の設備と運営の基準(案)と区の現状」について、一つ一つの項目について、参酌すべき項目については特に重点的に議論を進める。
- ・従うべき項目のなかには、墨田区では基準を上回って実施されている項目もある。従うべき項目も実態を踏まえ、一つ一つ確認しながら今後どうするか議論をする。

(2)「地域型保育事業の設備と運営の基準(案)」の概論について

- ・4月30日に厚生省令で「家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準」が出された。基準は総則が冒頭にあり、その後に家庭的保育事業、小規模保育設備等の事業、事業所内保育事業、居宅事業等が規定され、その認可基準を自治体で定めなさい、としている。

(3)「地域型保育事業の設備と運営の基準(案)と区の現状」について議論

●家庭的保育事業について

- ・屋外遊技場は、庭がなくてもいいのか。「付近の代替地」という規定は曖昧である。
- ・保育ママもかなり責任の重さを担っている。保育従事者は、従うべき基準となっはいるが、国の基準を超えた墨田区としての基準、もしくは基準はそのままとしても墨田区としてのプラスアルファの制度等を検討すべきである。例えば、研修などについても内容を明らかにし、明文化することが必要である。
- ・子供を預ける側からすると、保育従事者が研修を受けたか否かといった資格的なことよりも、預け始めた以降の親と保育従事者との共通認識がどれだけ図られるかが重要である。
- ・明文化にあつては、条例に盛り込むか、運用基準などに記載するかいろいろ考えられる。
- ・給食は、食事は提供しなければならないことになっている。乳児向けの食事も、安全にデリバリできるのであれば、それに乗るという方向も考えられる。第6条で食事の提供の特例で、同一・提携の施設などと連携して提供が可能となっている。預ける方も、夏などは弁当など持たせることは危ない。
- ・全体として、家庭的保育を、墨田区としてどう考えているかが問われている。

●小規模保育事業について

- ・墨田区にはA型事業に該当する施設はないが、基準は作っておく必要がある。しかし、B型を検討すれば、A型は内容的にはB型に準じるので、B型について議論する。
- ・墨田区では19人以下の施設を作ったが、その時の保育士の基準が6割以上ということで、国の基準の5割をクリアしている。
- ・墨田区は保育士の常勤ということとしているが、国の基準には常勤が明記されていない。常勤であるべきか否かを基準に定義づけることは難しいが、子供の立場からすると常勤の存在は重要である。
- ・C型の利用定員の経過措置は、参酌すべきではなく、従うべき基準である。

●事業所内保育事業について

- ・保育室は、乳児室“または”ほふく室である。
- ・墨田区内に事業所内保育所は、都に登録しているのは墨田ヤクルトだけで、地域に開放している事業所内保育所は区内にはない。
- ・連携施設とは、具体的には連携する通常の保育所のことである。ここだけ連携施設の項目が記載されているが、ほかの事業は総則に記載されている従うべき基準の内容に準じることになっている。

●居宅訪問型保育事業について

- ・保育の内容は参酌すべきではなく従うべき基準であり、設備・備品は従うべき基準ではなく参酌すべき基準である。
- ・“必要な広さ”といった記述での必要さが何をさすか、どの程度の必要性をいつているのか曖昧である。
- ・保育従事者は資格として基準に定められたことでよいが、むしろ何か起きた時の責任を問われることから、居宅訪問で預ける子どもをどのように特定するかが問われる。
- ・居宅訪問型事業は、保育園などの施設の定員が何らかの事情で減った際に、利用者への何らかの便宜を図る方法として、居宅訪問型施設を利用する際の施設として基準で定められている。

●総則について

- ・都の条例の認可基準と国の基準とがどう違うのか、具体的な表現がないと議論できない。事務局の方で、分るような資料を作成してメールで送ってもらい、それに対して意見のある方はメールなどで出すようにする。

3 各グループの検討結果発表

今回は説明と意見交換が主のために割愛。

4 その他

特になし。

5 次回の予定

事務局	次回は5月23日（金）、18時30分から区役所123会議室の予定だが、会場が狭いので変更するかもしれない。その場合はご連絡する。
委員	本日はこれで閉会とする。

以上